

2021年7月16日

海外在留邦人等向けワクチン接種事業：本邦到着から接種までの流れ

【変異株指定国・地域以外からの入国者】

- ・羽田空港及び成田空港の特設会場の開場時間は毎日（祝・休日含む）10時～13時、14時～17時の2部制。
- ・午前中に到着するフライト利用者は、到着当日の上記開場時間帯の中で接種予約が可能。水際措置強化により本邦到着時の検疫通過に4～5時間をするケースがあるため、接種予約はフライト到着予定時刻の5時間後以降に行うようお願いします。
- ・正午以降に到着するフライト利用者は、検疫通過に要する時間に鑑み、到着翌日以降の上記時間帯で予約をお願いします。
- ・自宅等での14日間の待機期間中であっても、日程等のやむを得ない事情があり、公共交通機関の不使用、マスク着用、手指消毒の徹底、3密（密閉・密集・密接）の回避、目的地以外の移動は行わない等のルールを遵守する場合に限り、接種会場に来訪し接種を受けることが認められます。

【変異株指定国・地域からの入国者】

① 3日間、6日間待機措置の対象国・地域

（※7月16日現在、ウルグアイからの本邦入国はこちらに該当します。）

- ・到着日にはワクチン接種を受けることができません。
- ・入国後、通常の水際措置に従い検疫所が確保する宿泊施設での待機を開始。
- ・同宿泊施設での待機期間が経過した後、検疫所手配のバスで空港に戻る日の上記開場時間帯の中で接種予約が可能。
- ・同宿泊施設での待機期間が経過した後空港に戻る日に接種を受けない場合、自宅等での待機期間中であっても、日程等のやむを得ない事情があり、公共交通機関の不使用、マスク着用、手指消毒の徹底、3密（密閉・密集・密接）の回避、目的地以外の移動は行わない等のルールを遵守する場合に限り、接種会場に来訪し接種を受けることが認められます。

② 10日間待機措置の対象国・地域

- ・到着日にはワクチン接種を受けることができません。
- ・同宿泊施設での待機期間中、医師等が週に2日（月曜日、金曜日）宿泊施設を巡回し、接種希望者に対して接種を行う（予約の際は、「巡回接種枠」で予約する必要がある。）。
- ・または、同宿泊施設での待機期間が経過した後、検疫所手配のバスで空港に戻る日の上記開場時間帯の中で接種予約が可能。
- ・同宿泊施設での待機期間中に医師による巡回接種を受けず、かつ、同宿泊施設での待機期間が経過した後空港に戻る日に接種を受けない場合、自宅等での待機期間中であっても、日程等のやむを

得ない事情があり、公共交通機関の不使用、マスク着用、手指消毒の徹底、3密（密閉・密集・密接）の回避、目的地以外の移動は行わない等のルールを遵守する場合に限り、接種会場に来訪し接種を受けることが認められます。

滞在国別ワクチン接種パターン

※水際措置や変異株指定国・地域については随時変更される可能性がありますので、常に最新の情報をご確認ください。

変異株指定国・地域以外からの入国者

12時より前到着

12時より後到着

当日
空港接種

翌日以降
空港接種

- 水際措置強化により検疫通過に4～5時間をするケースがあります。
- これを踏まえ、接種予約は到着予定時刻の5時間後以降に行っていただくようご案内しています。

変異株指定国・地域からの入国者

※日本入国前14日以内に変異株指定国・地域に滞在歴がある方。

変異株指定国
(3日・6日待機)

変異株指定国
(10日待機)

指定宿泊施設へ

待機期間後
空港にて接種

指定宿泊先にて
巡回接種
(ただし、数に限りあり)
※又は待機期間後
空港にて接種

- 指定宿泊施設での3日間又は6日間の待機が必要とされる国・地域からの入国者は、指定の期間、指定宿泊施設で待機を行った後、空港の接種会場でワクチン接種を受けることとなります。そのため、予約の際は、到着日の翌日から起算して3日目又は6日目以降の日付で予約いただくようご案内しています（例：8月1日に到着した場合、4日又は7日以降）。

- 指定宿泊施設での10日間の待機が必要とされる国・地域からの入国者に対しては、医師等が週に2日、指定宿泊施設を巡回し、希望者に対して接種を行うこととなります（巡回接種枠を予約できなかつた方及び待機期間後に接種を希望される方は空港の接種会場で接種いただきます。）。

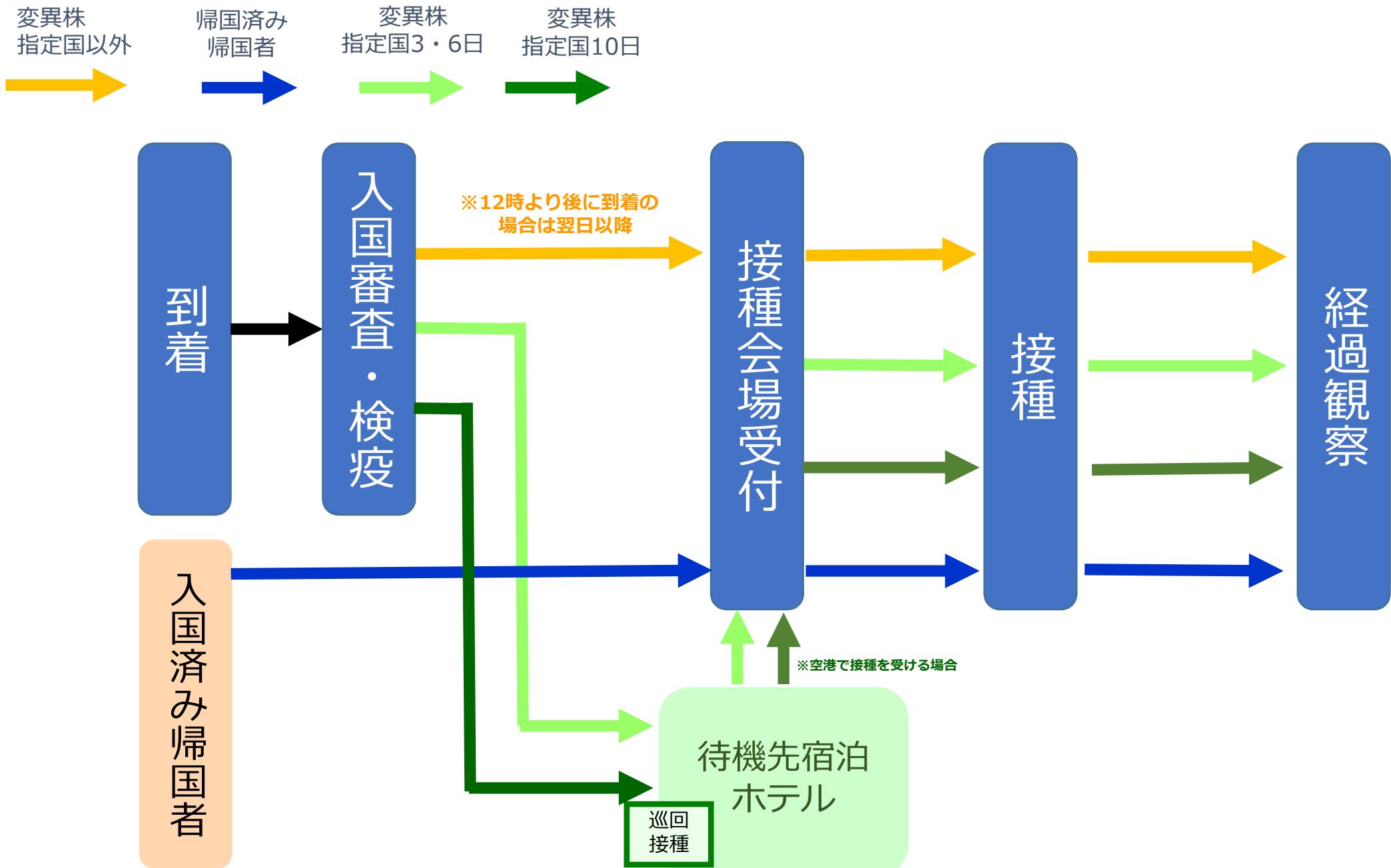
帰国済み入国者

※既に日本に帰国し、14日間の待機を終えている方。

帰国済み入国者

予約日時に空港に来訪し接種

基本的な流れ



※検疫・新型コロナウイルス検査及び入国審査の詳細についてはそれぞれ厚生労働省及び出入国在留管理庁のHPをご確認ください。